

西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業

CIM 活用及び社会実験編 特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

この特記仕様書は、三原市が実施する「西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業CIM活用及び社会実験業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

2 目的

本町地区は、1567年に小早川隆景公により築城された三原城（国史跡）の西に隣接した城下町で、1894年に三原城跡地に駅舎（現 JR 三原駅）が築造された後も、市内の商業・住宅地の中心地として栄え、古刹や城下町の町割を継承した西国街道・小路など多くの歴史的な地域資源がある。また、地区住民の結びつきが強く、おひなまつりや半どん夜市などの多彩な行事や、自主防災会などの地域活動が盛んに行われるなど、積極的にまちづくりが行われる地区である。

一方で、狭隘な道や接道義務を満たさない土地が多い町割が影響し、近年市内でも特に人口流出、高齢化による空き家・空き店舗の増加がみられる。また、地区の主要道路である市道本町45号線（旧西国街道）については、道路幅員が狭く、車両の通行により歩行者の安全性が脅かされている状況となっている。

このような地区において、平成29年度に広島県の魅力ある「まちなみづくり」支援事業に選定された事を契機に、地元住民と三原市との協働でまちなみづくりが開始された。

令和元年には、『私たちの提案』を作成し、本町地区のまちなみづくりの基本方針を定め、令和3年度には、本町地区の地域活動と建築物などの外観に関するルールを定めた『西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン』を策定した。

上記のまちなみづくりを加速するため、令和3年度から国土交通省の社会資本整備総合交付金事業の街なみ環境整備事業を活用し、「西国街道・本町地区街なみ環境整備事業」を開始し、同年度に整備方針、整備計画を策定した。

本事業は、地区の実情と上記事業経過を踏まえ、にぎわいのある街道の再生へ繋がる社会実験を実施するとともに、CIMを活用した、地域住民と三原市との協働での検討体制の構築及び測量設計を委託するものである。

※これまでの経過については三原市都市開発課のホームページからダウンロードできる。

ホームページアドレス：<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/31/>

3 スケジュール

◇平成29年度

広島県の魅力ある「まちなみづくり」支援事業に選定

◇平成 30 年度・令和 1 年度

ワークショップにより本町地区のまちなみづくりの基本方針を定めた「私たちの提案」を作成

◇令和 2 年度

本町地区の住民組織「西国街道・本町地区まちづくり協議会」が設立

(以下「まちづくり協議会」という。)

◇令和 3 年度

・「西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン」の策定

・本町西国街道地区街なみ環境整備方針・事業計画の策定

◇令和 4 年度 (本業務)

・C I M活用業務, 測量業務, 設計業務, ワークショップ, 社会実験, 交通量調査, 電線類地中化に係る協議資料作成

◇令和 5 年度 (予定)

・道路詳細設計, 電線共同溝設計, 建物調査 (事前調査)

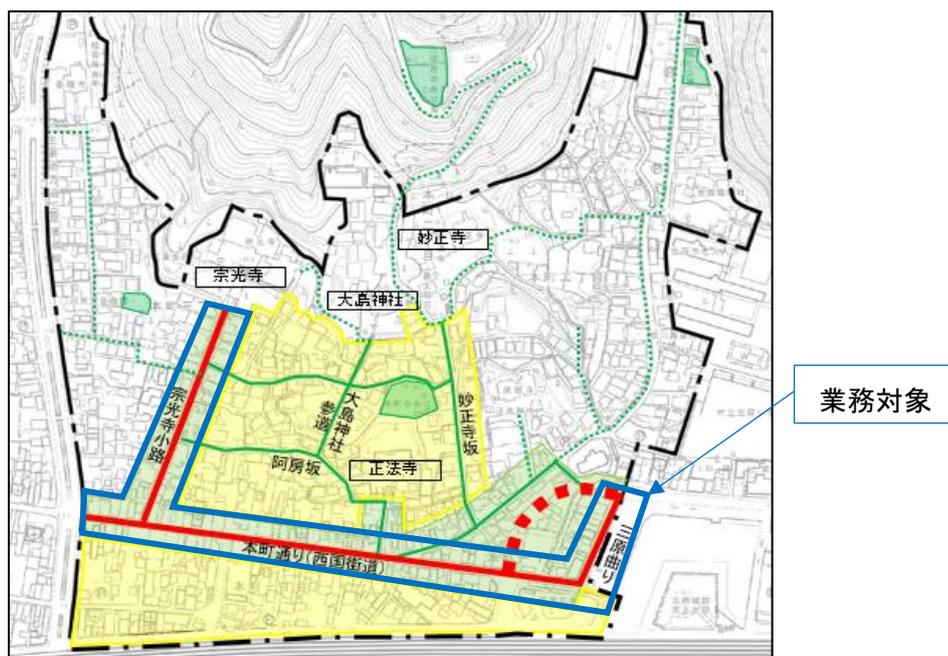
◇令和 6 年度 (予定)

・工事

4 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日

5 業務対象



第2章 業務内容

1 計画準備

業務遂行に必要となる資料について収集するとともに、これまでの経緯を把握し、業務目的を達成するための技術的方針、スケジュールの検討など、業務の全体計画を立案する。

【関連資料】

- ・ 私たちの提案
- ・ 本町西国街道地区まちなみづくり基本方針
- ・ 西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）
- ・ 西国街道・本町地区街なみ環境整備方針
- ・ 西国街道・本町地区街なみ環境整備事業計画

2 C I M活用業務

(1) C I Mの活用目的

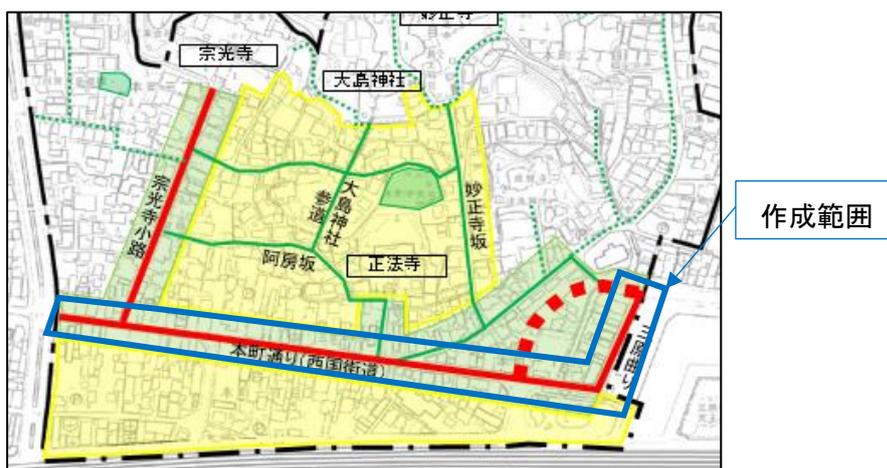
測量・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、まちづくり協議会や地区住民への説明において、C I Mモデルにより分かりやすく事業計画を説明することで、円滑かつ確実に合意形成を図り、事業を迅速化させることを目的とする。なお、後工程である、道路詳細設計時に必要なC I Mモデル作成までを想定しており、その後の工事、維持管理、更新までの活用は想定していない。そのため、従来の2次元図面も必要としている。

【適用基準】

- ・ 「C I M推進モデル業務試行要領」（広島県・令和3年6月）
- ・ 「C I M導入ガイドライン(案）」（広島県・令和3年6月）
- ・ 「B I M/C I M活用ガイドライン(案）」（国土交通省・令和3年3月）

(2) C I Mモデルの作成

次の作成範囲を対象とし、統合モデル（地形モデル、沿道の建物、計画道路など、住民が整備後のイメージができるモデル）を作成する。



3 測量業務

(1) 3次元点群測量

次の測量内容を見込んでおり、2次元図面も必要とする。

- ア 基準点測量
- イ 水準測量
- ウ 現地測量
- エ 地上レーザ測量

4 設計業務（道路構造検討）

次年度道路詳細設計にあたっての基礎資料として、本業務で実施する「ワークショップ」「社会実験及び交通実態調査」の結果を踏まえた計画対象路線の運用形態、幅員構成等の検討を行う。（本町通り、宗光寺小路を対象）

5 ワークショップの企画・運営

「歩いて暮らせるにぎわいあるまち」に取り組むため、人中心の空間への転換を実現する際の課題を明確化する必要がある。

そのため、将来像を実現するための導入すべき施策、道路の運用形態と合意形成すべき事項を整理し、社会実験テーマを決定することを目的とした、ワークショップ形式の検討会を開催する。

検討会を開催するため、設計業務との関連を踏まえた全体運営企画検討、ワークショップ運営（資料作成・運営・記録(ニュースレター)作成）を行う。

(1) 対象路線

本町通り

(2) 対象者

本町地区の住民を対象とする。参加者については、まちづくり協議会を通じての募集を予定しており、40人程度を想定している。

(3) 開催回数

社会実験の前後、計4回を見込んでいる。

6 社会実験及び交通実態調査の計画・実施

ワークショップで決定した社会実験のテーマに基づき、社会実験を実施し、実験内容の検証を行う。実施する項目は次を想定している。

(1) 社会実験の期間

平日2日、休日2日の計4日間

(2) 社会実験の実施項目

- ア 実験実施の体制づくり

- イ 実験実施計画書の作成
- ウ 実験の準備（周知・広報など）
- エ 実験実施
- オ 交通実態調査（実験前及び実験中の各平日1日、休日1日、計4日間）
- カ 実験内容検証のための調査
- キ 実験結果の評価・分析
- ク 持続可能な仕組みづくりに向けた、取りまとめと提案

7 公安委員会との協議

令和4年度中に交通規制について公安委員会の意見照会を予定しているため、社会実験の事前説明及び実験結果についての事後説明に必要な資料を作成する。なお、交差点の形状などの意見照会は、令和5年度の道路詳細設計時に予定している。

8 電線管理者との協議

電線共同溝設計の前段である、電線類地中化協議会における電線管理者との「合意」を図るための協議資料を作成する。なお、電線類地中化協議会は9月頃を予定とされている。

9 業務報告書作成

本業務の各検討結果をとりまとめて、業務報告書を作成する。

10 成果品の帰属

本業務による成果品及び発生する権利等の副産物は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに他に公表し、譲渡・貸与又は使用してはならない。